

このページは印刷専用です。記事一覧に戻るには、必ず、印刷ページOFFをクリックしてください。

印刷ページOFF

1	2008.04.04	自治会費への寄付金上乘せ、違憲確定／最高裁	大阪朝刊	3社	29頁	326字	01段
---	------------	-----------------------	------	----	-----	------	-----

「赤い羽根共同募金」や小中学校への寄付金などを自治会費に上乘せして徴収するのは思想・信条の自由を保障した憲法に違反するとして、滋賀県甲賀市甲南町の「希望ヶ丘自治会」の会員5人が、同自治会を相手取り、会費の増額決議の無効を求めた訴訟で、最高裁第1小法廷(横尾和子裁判長)は3日、自治会の上告を棄却する決定をした。自治会側の敗訴が確定した。

1、2審判決によると、同自治会は年会費を6000円から8000円に値上げし、増額分を寄付金に充てることを決議したが、原告側は「寄付は個人の意思に委ねられるべき」と主張。1審・大津地裁は請求を棄却したが、2審・大阪高裁は「増額会費の徴収は事実上の強制で、社会的に許される限度を超えている」と、増額は違法と判断していた。

上記の最高裁の判断によって下記の大阪高裁の判決が確定した。

募金強制「違法」  
住民が逆転勝訴

大阪高裁

赤い羽根共同募金などを自治会費に上乘せして強制的に徴収するとして、滋賀県甲賀市の住民5人が地元自治会を相手取り、決議の無効確認などを求めた訴訟の控訴審判決が24日、大阪高裁であった。大谷正治裁判長は「決議は思想、信条の自由を侵害し、公序良俗に反する」と判断。原告の請求を棄却した大津地裁の一審判決を取り消し、決議を無効とする逆転判決を言い渡した。

判決によると、甲賀市甲南町の「希望ヶ丘自治会」(約900世帯)は赤い羽根共同募金や日本

2007年8月25日  
朝日新聞(夕刊)

赤十字社への寄付金などを各世帯を訪問して集めてきた。だが応じない世帯もあり、昨年3月、年6千円の自治会費に募金や寄付金など2千円分を上乘せして徴収することを定期総会で決議。住民5人は「募金は自由意思によるべきだ」と訴え、翌月に訴訟を起こした。

判決は、自治会が募金を一律に徴収することは「事実上の強制で、社会的な許容限度を超えている」と指摘。原告の思想、信条の自由を侵害して民法上の公序良俗に違反すると判断し、「徴収には合理性がある」として昨年11月の一審判決を取り消した。